

函館市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要

平成 26 年 11 月

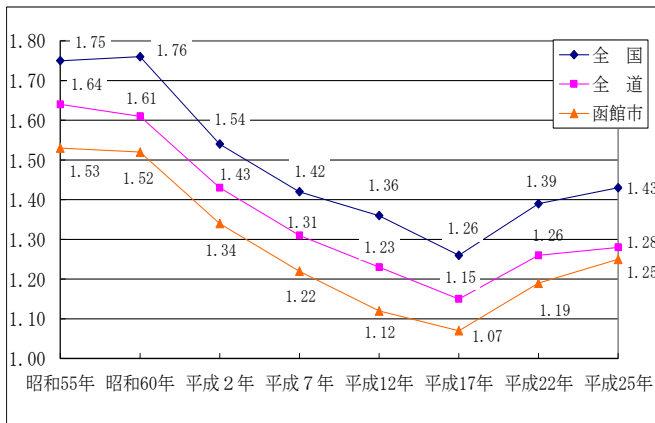
函館市子ども未来部

第1章 計画策定の趣旨等

計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、少子化や核家族化の進行とともに、地域のつながりが希薄化し、家庭や地域において、子ども同士はもとより、大人と子どもがふれあう機会が減少しているうえ、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況となっているなど、子どもの育ちや子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化しています。

【合計特殊出生率の推移】



(資料：市立函館保健所)

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいなか、共働き家庭は増加し、非正規雇用割合も高まっており、就労の継続を希望しながらも、都市部を中心とする待機児童の問題にも関連し、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

さらに、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。

一方、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、時には、子どもの生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

こうした状況のなか、子どもが安心してはぐくまれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、すべての子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援していくことが必要となります。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで必要不可欠であり、社会全体で取り組むべき、最重要課題でもあります。

このようなことから、国は、家庭を築き、子どもを生み育てるといふ人々の希望が叶えられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざし「子ども・子育て支援法」を定め、地方公共団体に対し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

この法に基づく、子ども・子育て支援に係る制度の実施主体は市町村であり、本市においても、すべての子どもに良質な生育環境を保障するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため本計画を策定し、地域における家庭や子どもの状況に応じ、幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の実施に努めます。

また、平成26年4月の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月まで10年間延長されたことから、本計画については、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする「函館市次世代育成支援後期行動計画」の後継として位置付けし、地域における子育て支援や母子の健康確保と増進、子どもの健やかな成長のための教育環境の整備などの次世代育成支援対策についても、引き続き、拡充に努めます。

計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて、幼児期における質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた量の見込みを踏まえた提供体制の確保の内容やその実施時期等を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもとその家庭、地域、学校、企業、行政等すべての個人や団体を対象として、本市が今後進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標量等についても総合的に定めるものです。

また、その推進にあたっては、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「新函館市総合計画」に即し、他の諸計画との整合・連携を図っていきます。

計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度までの5か年を1期として策定することとされています。

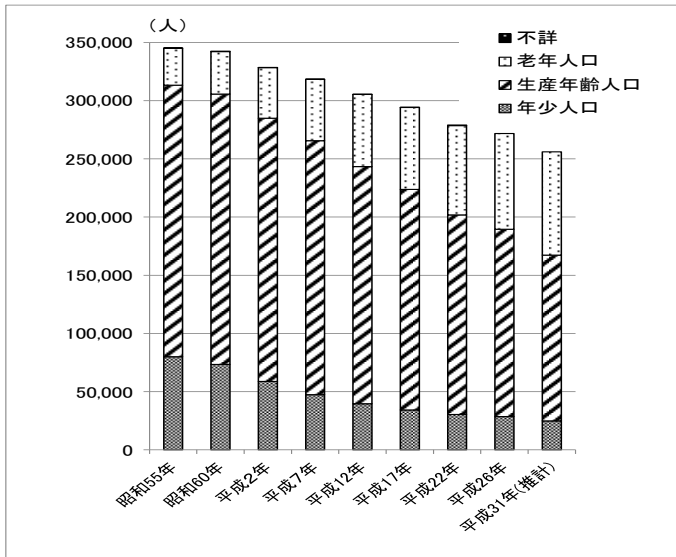
また、次世代育成支援対策推進法に基づく新たな前期計画についても、同様の計画期間により策定することとされています。

計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施や関係部局間の協議等により、各種事業の現状と課題を把握するとともに、日頃から子ども・子育て支援に深く関わる立場にある、保健・医療・福祉・教育・経済・労働関係者および一般公募による市民からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し、計画への意見反映に努めました。

第2章 函館市の子ども・子育てを取り巻く環境

【年齢階層別人口の推移】

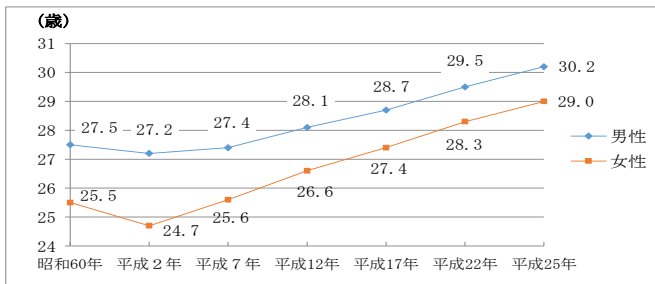


平成22年国勢調査による函館市の総人口は279,127人であり、昭和55年を頂点に減少を続け、平成26年3月末日の住民基本台帳によると、総人口は271,772人となっています。

また、年少人口（0歳～14歳）は、昭和55年の80,038人から、平成22年には30,474人と4割以下に減少しており、総人口に占める構成割合でも、23.2%から10.9%に減少するなど、少子化が進んでいます。

（資料：国勢調査（現在の市域での組替値：以下同様）、平成26年は3月末日の住民基本台帳）

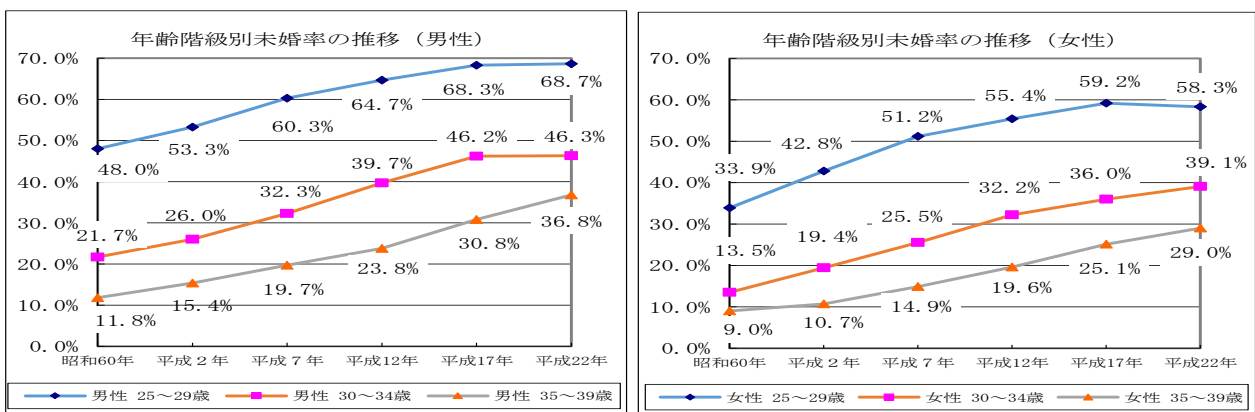
【平均初婚年齢の推移】



少子化の要因の1つとされている晩婚化について、函館市の平均初婚年齢の推移を見ると、昭和60年の男性27.5歳、女性25.5歳に比べ、平成25年では男性30.2歳、女性29.0歳となっており、男性で2.7歳、女性で3.5歳高くなっています。

（資料：市立函館保健所（平成17年以降は現在の市域での組替値））

【年齢階級別未婚率の推移】



（資料：国勢調査）

未婚率については、男女とも、25歳から39歳までの各年代で上昇を続けており、平成22年では、25歳から29歳までの男性の約7割、女性の約6割が未婚となっています。

また、女性の就業者数の推移を見ると、昭和60年の56,648人から、平成22年には55,870人と、人数的には減少していますが、就業者に占める女性の割合は38.7%から45.9%と増加しており、女性の就業が進んでいます。

第3章 目標年度における児童等の人口推計

計画の目標年度である平成31年度までの人口は、同じ年に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の人口変化率が今後も継続するものとして、将来人口を推計するコーホート変化率法により推計しました。

各年次における人口は、下表のとおり推計されますが、平成26年の住民基本台帳人口（3月31日）と平成31年の推計を比較すると、総人口では、約15,800人、5.8%の減少ですが、0～17歳児人口では、約4,600人、12.7%の減少となり、少子化がさらに進むことが予想されます。

【人口の推計】

(単位：人)

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	1,651	1,522	1,470	1,421	1,372	1,326
1歳児	1,670	1,595	1,540	1,490	1,438	1,389
2歳児	1,795	1,642	1,584	1,529	1,480	1,427
3歳児	1,770	1,778	1,644	1,586	1,532	1,482
4歳児	1,798	1,770	1,768	1,635	1,577	1,525
5歳児	1,866	1,780	1,769	1,766	1,635	1,577
0～5歳児計	10,550	10,087	9,775	9,427	9,034	8,726
対総人口割合	3.9%	3.7%	3.7%	3.6%	3.5%	3.4%
対26年伸び率	-	95.6%	92.7%	89.4%	85.6%	82.7%
6歳児(小1)	1,782	1,856	1,767	1,757	1,753	1,625
7歳児(小2)	1,916	1,754	1,837	1,751	1,738	1,737
8歳児(小3)	1,822	1,893	1,742	1,826	1,739	1,725
9歳児(小4)	1,933	1,818	1,885	1,735	1,818	1,734
10歳児(小5)	2,019	1,940	1,810	1,876	1,729	1,809
11歳児(小6)	2,010	2,007	1,936	1,802	1,869	1,722
6～11歳児計	11,482	11,268	10,977	10,747	10,646	10,352
対総人口割合	4.2%	4.2%	4.1%	4.1%	4.1%	4.0%
対26年伸び率	-	98.1%	95.6%	93.6%	92.7%	90.2%
12歳児(中1)	2,068	2,004	1,992	1,921	1,788	1,854
13歳児(中2)	2,201	2,178	2,086	2,078	2,005	1,875
14歳児(中3)	2,297	2,204	2,178	2,086	2,078	2,006
15歳児(高1)	2,274	2,292	2,185	2,161	2,068	2,060
16歳児(高2)	2,486	2,359	2,394	2,282	2,259	2,154
17歳児(高3)	2,477	2,486	2,362	2,399	2,289	2,265
12～17歳児計	13,803	13,523	13,197	12,927	12,487	12,214
対総人口割合	5.1%	5.0%	5.0%	4.9%	4.8%	4.8%
対26年伸び率	-	98.0%	95.6%	93.7%	90.5%	88.5%
0～17歳児合計	35,835	34,878	33,949	33,101	32,167	31,292
対総人口割合	13.2%	13.0%	12.8%	12.6%	12.4%	12.2%
対26年伸び率	-	97.3%	94.7%	92.4%	89.8%	87.3%
18歳以上人口	235,937	234,278	232,121	229,113	227,128	224,693
総人口	271,772	269,156	266,070	262,214	259,295	255,985

(注) 平成26年数値は住民基本台帳データによる。また、平成27年以降は各年4月1日の推計値である。

第4章 計画の基本理念と施策の方向等

基本理念

次代を担う子どもたちが、地域において、人と人とのふれあいや支え合い、助け合いのなかで、個性豊かにのびのびと健やかにはぐくまれ、子どもたちの生き生きとした笑顔や歓声に包まれた地域社会の構築をめざすため、「函館市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

子どもたちはもちろん、子育て家庭を地域において温かく見守り、支えていくなかで、子どもたちが健やかに成長し、生き生きと「ひかり」輝くことは、市民の願いです。

子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、やがては、市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ、生き生きと「ひかり」輝いていく、そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」を目指します。

基本的な視点

この計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組みます。

1. 子どもの視点

5. サービス利用者の視点

2. 次代の親の育成という視点

6. 仕事と生活の調和の実現の視点

3. すべての子どもと家庭への支援の視点

7. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

4. 地域社会全体で支援する視点

8. 地域特性の視点

施策の方向

この計画の基本理念の実現に向けて、次の8つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1. 地域における子育て支援

5. 仕事と生活の調和の実現

2. 母子の健康確保と増進

6. 特別な援助を要する家庭への支援

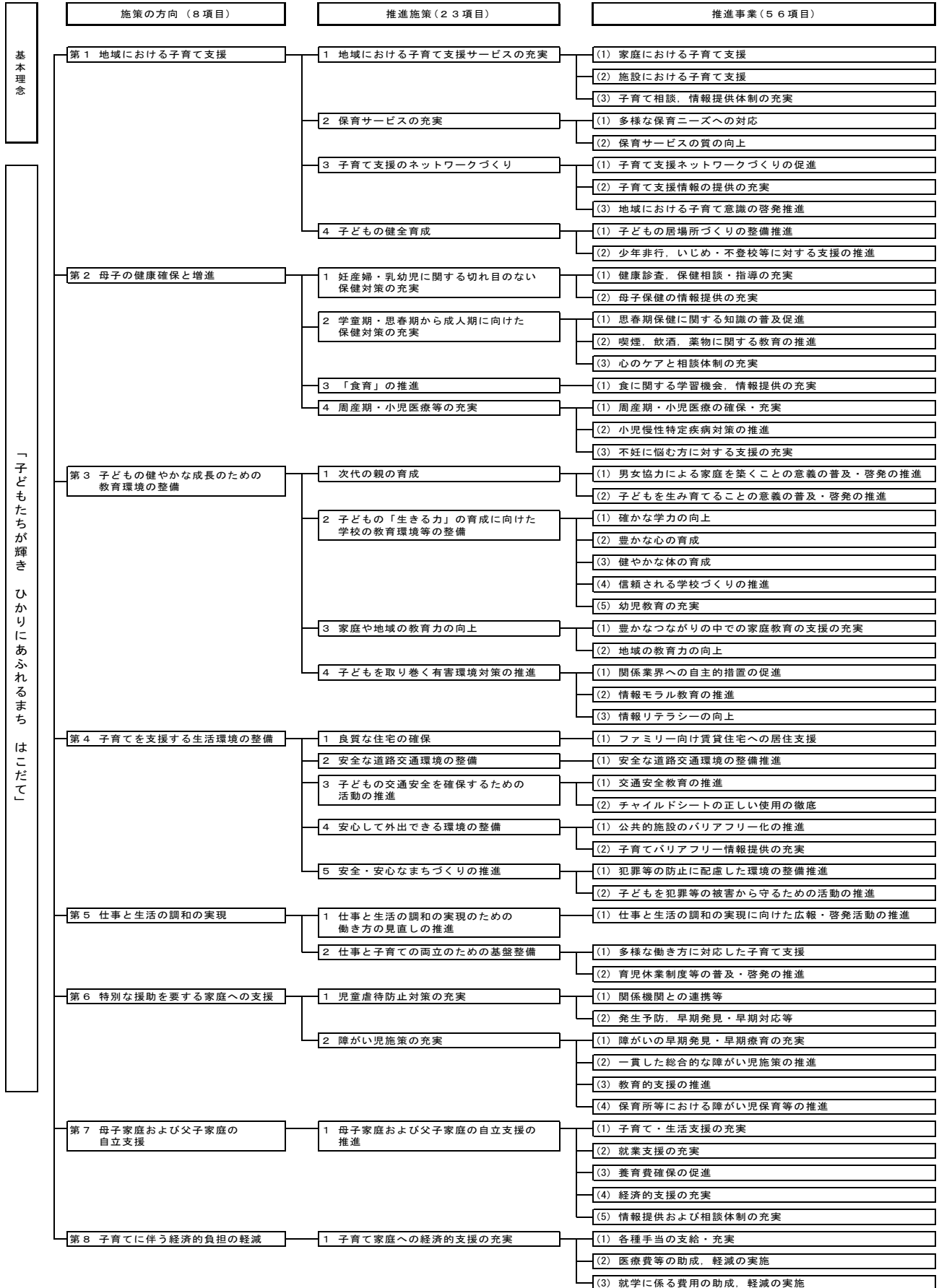
3. 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

7. 母子家庭および父子家庭の自立支援

4. 子育てを支援する生活環境の整備

8. 子育てに伴う経済的負担の軽減

施策の体系



第1 地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域において、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを推進し、家庭における子育て支援の充実を図ります。

また、施設における子育て支援も積極的に進めるなかで、地域における子育て支援サービスの一層の充実に努めます。

- (1) 家庭における子育て支援
- (2) 施設における子育て支援
- (3) 子育て相談、情報提供体制の充実

《主な事業》 ※ ◎は新規事業、●は事業の拡充

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> 地域子育て支援拠点事業
(子育てサロン、つどいの広場) | <input type="radio"/> 乳児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん事業) |
| <input type="radio"/> 子育て支援隊 | <input type="radio"/> 病児保育事業 |
| <input type="radio"/> ファミリー・サポート・センター事業 | <input type="radio"/> 一時預かり事業 |
| ◎ <input type="radio"/> 子育て応援券プレゼント事業 | <input type="radio"/> 私立幼稚園における一時預かり事業 |
| <input type="radio"/> (仮称)函館市子ども条例の制定 | ● <input type="radio"/> 放課後児童健全育成事業(学童保育事業)
の充実 |
| <input type="radio"/> 子育て世代活動支援プラザ | ◎ <input type="radio"/> 子育て支援コンサルジュ事業 |
| <input type="radio"/> はこだておもしろ館 | <input type="radio"/> 子どもなんでも相談 110番 |
| <input type="radio"/> 養育支援訪問事業 | |
| ◎ <input type="radio"/> お父さんのための子育て講座 | |

2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの最善の利益のため、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、サービスの提供体制を整備します。

- (1) 多様な保育ニーズへの対応
- (2) 保育サービスの質の向上

《主な事業》

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="radio"/> 通常保育事業(認可保育所) | <input type="radio"/> 休日保育事業 |
| <input type="radio"/> 延長保育事業 | <input type="radio"/> 保育の質の向上 |

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等に努めます。

- (1) 子育て支援ネットワークづくりの促進
- (2) 子育て支援情報の提供の充実
- (3) 地域における子育て意識の啓発推進

《主な事業》 ※ ◎は新規事業

- | | |
|--|---|
| <input type="radio"/> ちびっこあそびの広場 | <input type="radio"/> 「すくすく手帳」の発行 |
| <input type="radio"/> 子育て支援ネットワーク事業 | <input type="radio"/> 主任児童委員，児童委員の活動の促進 |
| <input checked="" type="radio"/> 子育て応援サイトの開設 | |

4 子どもの健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達などに大きな影響があると考えられることから、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

- (1) 子どもの居場所づくりの整備推進
- (2) 少年非行，いじめ・不登校等に対する支援の推進

《主な事業》

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> 児童館等の充実 | <input type="radio"/> 函館アリーナ |
| <input type="radio"/> 子どものための就業体験事業「はこだてキッズタウン」の開催 | <input type="radio"/> 適応指導教室の開設 |
| <input type="radio"/> 放課後の子どもの居場所づくりの総合的な検討 | <input type="radio"/> 非行防止活動 |
| <input type="radio"/> 市民交流プラザ | <input type="radio"/> いじめ不登校等対策推進事業 |
| | <input type="radio"/> いじめ等巡回相談員配置事業 |

第2 母子の健康確保と増進

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

子どもや家族の健康の確保のため、安心して子どもを生み、ゆとりをもって健やかに育てるための環境の整備を推進します。

- (1) 健康診査，保健相談・指導の充実
- (2) 母子保健の情報提供の充実

《主な事業》 ※ ◎は新規事業

- | | |
|---|---|
| <input type="radio"/> 妊婦健康診査 | <input checked="" type="radio"/> (仮称) 第1子産後サポート事業 |
| <input type="radio"/> 乳幼児健康診査 | <input type="radio"/> 妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業 |
| <input type="radio"/> 乳幼児精密健康診査 | <input type="radio"/> 両親学級 |
| <input type="radio"/> 定期予防接種 | |
| <input checked="" type="radio"/> 産後ケア事業 | |

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期は人生のうちで、人格形成にとって重要な時期であることから、学童期などの早い時期から、心身の健康の保持・増進に取り組む必要があり、教育機関だけでなく、保健や医療の関係者が連携して、社会全体で支援していくための仕組みづくりを推進します。

- (1) 思春期保健に関する知識の普及促進
- (2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進
- (3) 心のケアと相談体制の充実

《主な事業》 ※ ◎は新規事業

- | | |
|------------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 思春期保健講演会 | <input type="radio"/> 未成年者喫煙防止対策事業 |
| ◎ (仮称)高校生のための“未来設計図”講座 | <input type="radio"/> 薬物乱用防止普及事業（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動） |
| <input type="radio"/> エイズ対策促進事業 | <input type="radio"/> 自殺予防対策事業 |
| <input type="radio"/> 未成年者飲酒防止対策事業 | |

3 「食育」の推進

「食」は、子どもたちが生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性をはぐくみ、いきいきと暮らしていくことができるようにするための基本であることから、食育を推進します。

- (1) 食に関する学習機会、情報提供の充実

《主な事業》

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 離乳食教室 | <input type="radio"/> 学校における食育の推進 |
| <input type="radio"/> 食育月間キャンペーン | |

4 周産期・小児医療等の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てるため、将来にわたって周産期・小児医療等を維持・確保していく取組みが重要なことから、その充実に努めます。

- (1) 周産期・小児医療の確保・充実
- (2) 小児慢性特定疾病対策の推進
- (3) 不妊に悩む方に対する支援の充実

《主な事業》

- | | |
|--------------------------------------|---|
| <input type="radio"/> 小児救急に関する情報提供 | <input type="radio"/> 小児慢性特定疾病医療の給付 |
| <input type="radio"/> 小児救急医療体制の維持・支援 | <input type="radio"/> 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 |
| <input type="radio"/> 未熟児医療給付 | |

第3 | 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 次代の親の育成

次の時代に親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立できるようはぐくむため、家庭は男女が協力して築くものであること、子どもを生み育てることの意義に関することの教育・広報・啓発に取り組みます。

- (1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進
- (2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進

《主な事業》 ※ ◎は新規事業

- 男女共同参画推進事業
- 思春期保健講演会
- ◎ (仮称)高校生のための“未来設計図”講座
- 思春期教室

2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもたちが、自らの個性を存分に発揮し、主体的に生きていくことができる資質や能力を身に付けることができるような教育環境等の整備を推進します。

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 信頼される学校づくりの推進
- (5) 幼児教育の充実

《主な事業》

- 学力向上推進事業
- 学校評議員制度
- 道徳教育の充実
- 学習活動推進事業
- 南北海道教育センターにおける教育相談
- 私立学校運営費補助金
- 学校施設(小・中)の耐震化

3 家庭や地域の教育力の向上

地域社会全体で子どもを育てるとの観点から、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

- (1) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実
- (2) 地域の教育力の向上

《主な事業》

- 家庭教育支援事業(家庭教育セミナー)
- 学校開放事業(文化開放)
- 青少年健全育成団体への支援
- 学校開放事業(校庭開放, 遊泳開放)

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報は、子どもに悪影響を及ぼすことから、関係業界に対して、自主的措置を講じるよう働きかけるとともに、テレビ、インターネット等のメディア上の有害情報やいじめなどについての対策を推進します。

- (1) 関係業界への自主的措置の促進
- (2) 情報モラル教育の推進
- (3) 情報リテラシーの向上

《主な事業》

- 有害図書等販売状況一斉立入調査
- 情報リテラシー向上事業
- 情報モラル教育の推進

第4 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

子育てをしている世帯が、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅への居住を支援します。

- (1) ファミリー向け賃貸住宅への居住支援

《主な事業》

- ヤングファミリー住まいりぐ支援事業
- 市営住宅への優先入居の導入の検討

2 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安全に安心して通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

- (1) 安全な道路交通環境の整備推進

《主な事業》

- スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置
- 通学路の安全対策

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、町会などの相互の連携体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

《主な事業》

- 交通安全教室の開催
- チャイルドシート安全利用の普及活動
- 交通安全パネル展の開催

4 安心して外出できる環境の整備

妊婦や乳児連れの保護者をはじめ、すべての人が安心して外出できるような環境整備はもとより、公共的施設のバリアフリー化などについての情報提供等を推進します。

- (1) 公共的施設のバリアフリー化の推進
- (2) 子育てバリアフリー情報提供の充実

《主な事業》

- 函館市福祉のまちづくり条例の推進
- 福祉のまちづくり施設整備費補助金
- 道路のバリアフリー化整備
- 「すくすく手帳」の発行

5 安全・安心なまちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路や公園等において、犯罪等の防止に配慮した整備を行うとともに、地域を取り巻く関係機関による連携体制の充実を図ります。

- (1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

《主な事業》

- 街路灯設置費補助事業
- 地域安全安心促進交付金助成事業
- 少年・少女セーブサポート運動

第5 仕事と生活の調和の実現

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携し、創意工夫するなかで、地域の実情に応じた取組みを推進します。

- (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進

《主な事業》

《主な事業》 ※ ◎は新規事業

- 男女共同参画推進事業
- ◎ 「仕事と子育て」両立推進フォーラム
- 子育て女性等の就職支援

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

- (1) 多様な働き方に対応した子育て支援
- (2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進

《主な事業》

- | | |
|---|--|
| <input type="radio"/> ファミリー・サポート・センター事業 | <input type="radio"/> 仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発 |
| <input type="radio"/> 各種保育サービス | <input type="radio"/> 育児休業制度等の利用促進 |

第6 特別な援助を要する家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

福祉関係者と、医療、保健、教育、警察等関係機関が連携し、相互に情報を共有するなど、地域全体で子どもを守る支援体制の構築を図ります。

- (1) 関係機関との連携等
- (2) 発生予防、早期発見・早期対応等

《主な事業》 ※ ◎は新規事業

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> 函館市要保護児童対策地域協議会 | <input type="radio"/> 子どもなんでも相談110番 |
| ◎ (仮称)DV 被害者同伴児童サポート事業 | <input type="radio"/> 乳児家庭全戸訪問事業 |
| <input type="radio"/> 児童虐待防止意識啓発事業 | (こんにちは赤ちゃん事業) |

2 障がい児施策の充実

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から一貫して計画的に教育や療育を行うための体制の充実が必要であることから、各種の取組みを推進します。

- (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (2) 一貫した総合的な障がい児施策の推進
- (3) 教育的支援の推進
- (4) 保育所等における障がい児保育等の推進

《主な事業》

- | | |
|--|---|
| <input type="radio"/> 障害児等療育支援事業 | <input type="radio"/> 特別支援教育サポート委員会の設置 |
| <input type="radio"/> 障害児計画相談支援 | <input type="radio"/> 特別支援教育支援員配置事業 |
| <input type="radio"/> 日中一時支援事業 | <input type="radio"/> 特別支援教育巡回指導員配置事業 |
| <input type="radio"/> 児童発達支援 | <input type="radio"/> 特別支援に関する研修の充実 |
| <input type="radio"/> 放課後等デイサービス | <input type="radio"/> 私立幼稚園における障がい児教育 |
| <input type="radio"/> 保育所等訪問支援 | <input type="radio"/> 保育所における障がい児保育 |
| <input type="radio"/> はこだて療育・自立支援センター診療所 | <input type="radio"/> 放課後児童健全育成事業における障がい児保育 |
| <input type="radio"/> 育成医療の給付 | |

第7 母子家庭および父子家庭の自立支援

1 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策，就業支援策，養育費の確保策，経済的支援策について，地域の母子家庭等の現状を把握しつつ，総合的に推進します。

- (1) 子育て・生活支援の充実
- (2) 就業支援の充実
- (3) 養育費確保の促進
- (4) 経済的支援の充実
- (5) 情報提供および相談体制の充実

《主な事業》

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> 母子生活支援施設 | <input type="radio"/> 母子家庭等就業・自立支援センター事業 |
| <input type="radio"/> 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設 | <input type="radio"/> 母子家庭等自立支援給付金支給事業 |
| <input type="radio"/> 親子での各種体験型教室（事業）の参加促進 | <input type="radio"/> 養育費確保にかかる周知・啓発事業 |
| <input type="radio"/> 母子・父子福祉センターでの技能習得事業 | <input type="radio"/> ひとり親家庭等医療費助成制度 |
| | <input type="radio"/> 母子・父子自立支援・女性相談室 |
| | <input type="radio"/> 「ひとり親家庭のしおり」の配布 |

第8 子育てに伴う経済的負担の軽減

1 子育て家庭への経済的支援の充実

家庭を取り巻く環境が依然として厳しいなかで，経済的な不安が子育てに影響を及ぼすことがないように，各種手当や助成制度をはじめとする経済的支援策の充実を図ります。

- (1) 各種手当の支給・充実
- (2) 医療費等の助成，軽減の実施
- (3) 就学に係る費用の助成，軽減の実施

《主な事業》

※ ◎は新規事業，●は事業の拡充

- | | |
|---|--|
| <input type="radio"/> 児童手当 | <input type="radio"/> 幼稚園就園奨励事業 |
| <input type="radio"/> 児童扶養手当 | <input type="radio"/> 子ども医療費助成制度 |
| <input type="radio"/> 保育所保育料の軽減 | <input checked="" type="radio"/> 奨学金貸付事業 |
| ◎ 子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料の軽減 | <input type="radio"/> 就学援助 |

第6章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、本市は、「基本指針」に即して、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画について、次のとおり教育・保育提供区域を設定したうえで、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定めます。

1 教育・保育提供区域

区 分	施設・事業名	区 域
教育・保育	【教育・保育施設】 保育所, 幼稚園, 認定こども園	6区域 (西部,中央部, 東央部,北部, 北東部,東部)
地域子ども・ 子育て支援事業	時間外保育事業 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業	
	子育て短期支援事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 妊婦健康診査事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 利用者支援事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体の参入促進事業	1区域 (市全体)

2 教育・保育の需給計画

(1) 計画策定の考え方

提供区域ごとに計画期間内におけるそれぞれの幼稚園・保育所・認定こども園等(教育・保育施設)の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた「量の見込み(需要)」に対し、それに見合う幼稚園・保育所・認定こども園等の提供体制としての利用定員(供給)を確保していくための計画(確保方策)を定めます。

なお、量の見込み(需要)や確保する提供体制としての利用定員(供給)は、次の認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定(保育認定)	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定(保育認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども	

(2) 教育・保育の需給計画

市全体

(単位：人)

年 度	認定区分	1号	2号		3号	合 計
			学校教育	左記以外		
平成 27 年度	量の見込み	2,540	2,535		1,722	6,797
			317	2,218		
	確保方策	3,735		2,435	1,844	8,014
平成 28 年度	量の見込み	2,474	2,464		1,633	6,601
			308	2,156		
	確保方策	3,743		2,444	1,876	8,063
平成 29 年度	量の見込み	2,379	2,374		1,608	6,361
			297	2,077		
	確保方策	3,753		2,448	1,894	8,095
平成 30 年度	量の見込み	2,263	2,256		1,553	6,072
			282	1,974		
	確保方策	3,728		2,475	1,894	8,097
平成 31 年度	量の見込み	2,186	2,181		1,499	5,866
			273	1,908		
	確保方策	3,728		2,474	1,892	8,094

3 地域子ども・子育て支援事業の需給計画

(1) 計画策定の考え方

地域子ども・子育て支援事業とは、次の13事業の総称で、実施する場合は、教育・保育と同様に計画を定める必要があります。

なお、量の見込み(需要)や確保する提供体制(供給)は、事業の区分ごとに算出します。

《主な事業》

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| ① 時間外保育事業 | ⑧ 妊婦健康診査事業 |
| ② 放課後児童健全育成事業 | ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ③ 子育て短期支援事業 | ⑩ 養育支援訪問事業 |
| ④ 地域子育て支援拠点事業 | ⑪ 利用者支援事業 |
| ⑤ 一時預かり事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥ 病児保育事業 | ⑬ 多様な主体の参入促進事業 |
| ⑦ 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・ホール・センター事業) | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画

① 時間外保育事業

(単位：人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	1,484	1,438	1,388	1,330	1,284
	確保方策	1,484	1,438	1,388	1,330	1,284

※ 時間外保育事業：保育所・認定こども園（保育所機能）における延長保育事業

② 放課後児童健全育成事業

(単位：人)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	1,727	1,680	1,658	1,635	1,592
	確保方策	2,015	2,015	2,015	2,015	2,015

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

区分	年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	(延べ人数)	191	183	177	170	163
	確保方策	(延べ人数)	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825

④ 地域子育て支援拠点事業

区分	年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	(延べ人数)	38,262	36,942	35,687	34,504	33,299
	確保方策	(箇所数)	13	13	13	13	13

⑤-1 一時預かり事業（幼稚園・認定子ども園（幼稚園機能）における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

(単位：延べ人数)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	157,089	153,051	147,397	140,043	135,690
	確保方策	157,089	153,051	147,397	140,043	135,690

⑤-2 一時預かり事業（保育所・認定子ども園（保育所機能）・幼稚園における在園児以外の児童を対象とした一時預かり，子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学前）），子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業））

(単位：延べ人数)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	16,202	15,700	15,140	14,504	14,006
	確保方策	18,488	18,504	18,504	18,504	18,504

⑥ 病児保育事業，子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））

(単位：延べ人数)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	1,412	1,369	1,320	1,265	1,222
	確保方策	1,877	1,877	1,877	1,877	1,877

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学後））

(単位：延べ人数)

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	1,269	1,232	1,224	1,203	1,171
	確保方策	1,269	1,269	1,269	1,269	1,269

⑧ 妊婦健康診査事業

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
市全体	量の見込み	受診者(人)	1,522	1,470	1,421	1,372	1,326
		健診回数(回)	21,308	20,580	19,866	19,208	18,564
	確保方策	実施場所：北海道内・外医療機関および助産所 実施体制：医療機関および助産所に委託 検査項目：国が定める標準的項目 健診回数：14回					

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	1,522	1,470	1,421	1,372	1,326
	確保方策	実施体制：地区保健師16人, こんにちは赤ちゃん事業訪問員12人 実施機関：母子保健課				

⑩ 養育支援訪問事業

(単位：人数)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	実施体制：居宅介護事業所等(ヘルパー)に委託 実施機関：子ども未来部				

⑪ 利用者支援事業

(単位：箇所数)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業および⑬多様な主体の参入促進事業については、今後、本市の状況を勘案したうえで支援のあり方や事業の必要性も含めて検討します。

4 認定こども園の普及等に係る取組

幼児教育とともに、保育を必要とする乳児または幼児の保育を行う、いわゆる、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、就学前の子どもに対して、教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭への支援を行うものであり、地域の実情に応じた多様化するニーズへの対応が図られることから、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、既存の幼稚園や保育所からの円滑な移行促進を図ります。

第1 市民等との連携

本計画は、新函館市総合計画に即しており、その推進にあたっては、他の計画などとの整合性や、関係部局をはじめ、関係する機関・団体と連携を図るとともに、市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、地域における市民活動団体などとの協力関係を構築するなかで、多様化する市民ニーズに適切に対応していきます。

第2 厳しい財政状況下における効果的な推進

次代の社会を担う子どもたちが健やかに成長し、生き生きと光り輝くことは、市民の願いであり、本計画の具現化が、「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」へとつながっていきます。

このため、市では、厳しい財政状況が続いていますが、行財政対策を進めるなかで、本計画の効果的な推進に努めていきます。

第3 積極的な情報公開の推進

本計画の推進にあたっては、常に進捗状況を把握して評価点検し、以後の各種施策への市民意見の反映などに努めていく必要があります。

このため、毎年、函館市子ども・子育て会議を開催するほか、「市政はこだて」や各部局の情報誌、さらにはホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努めていきます。

